

評価権者

- A 地家裁は所長,高裁は長官とする考え方
- B 部総括裁判官とする考え方
- C 裁判官により構成される委員会又は裁判官会議とする考え方
- D 裁判官の相互評価とする考え方

裁判官の意見から

- A 地家裁は所長,高裁は長官とする考え方

(理由)

- 評価対象の裁判官が多いことから,客観的な評価が可能となる。
- 部総括裁判官よりも個々の裁判官に関する情報を広く収集することができるので,総合的な判断が可能となる。
- 部総括裁判官等からも情報収集することにより,個々の裁判官を評価することは可能である。

(反対)

- 個々の裁判官を十分把握できるのか疑問がある。特に大規模庁では,個々の裁判官を十分把握できないおそれがある。
- 上からの一方的な評価は,裁判官の独立を危うくする危険性,裁判官平等原則に反する疑いがある。

- B 部総括裁判官とする考え方

(理由)

- 被評価者と日常的に共に職務を行っており、その職務の実情を最も良く把握している。

(反対)

- 陪席裁判官を萎縮させるなど、対等な立場で行うべき合議に悪影響を及ぼすおそれがある。また、陪席裁判官が真に独立して裁判を行っていないのではないかという外観を生ずるおそれがある。
- 部総括裁判官と被評価者との間にしこりが残り、部の運営に支障を来すおそれがある。
- 小規模庁では、陪席裁判官が多種類の職務をしているので、必ずしも部総括裁判官が被評価者の職務の実情を把握しているとは限らない。
- あまりに被評価者に近いために、部総括裁判官の個性等によっては、正しい評価ができなくなる可能性がある。
- 上からの一方的な評価は、裁判官の独立を危うくする危険性、裁判官平等原則に反する疑いがある。

C 裁判官により構成される委員会又は裁判官会議とする考え方

(理由)

- 所長や部総括裁判官が一人で人事評価を行うのは好ましくなく、評価に客観性を持たせるべきである。
- 外部から見て公正さと客観性が担保されている必要がある。
- 個人による評価には限界があり、複数の目で見ることが必要である。
- (裁判官会議とする考え方について)人事評価が本来司法行政上の性格を持つ以上、裁判官会議が評価権者となるべきである

(反対)

- 個々の裁判官の具体的な評価を行うことは、事柄の性質上合議体による討論という手続になじみにくい。
- 裁判官の人格的な側面について具体的な事実に基づいた記載をする場合には、一人の評価権者が記載した方が的確に表現できる。
- 評価が裁量的なものであることから、その評価の責任の所在を明らかにし、かつ、上位の評価権者が下位の評価権者の評価の当否を適正に判断できるようにするためにも、一人の評価権者が第一次的な評価権者となるのが望ましい。
- (裁判会議とする考え方について)裁判官会議では、現実問題として、裁判官全員で個々の裁判官の評価をすることは困難である。また、個々の裁判官の人事評価が他の裁判官全員に知れるところとなり、プライバシーの侵害となりがねない。

D 裁判官の相互評価とする考え方

(理由)

- 部総括裁判官と陪席裁判官が相互に評価し合うことにより、上からの一方的な評価を回避することができる。また、上からの一方的な評価が裁判官の独立を危うくするという批判を回避できる。

(反対)

- 常に裁判官全員がお互いの評価を意識しながら仕事をするという状態になるおそれがある。
- 馴合い的な評価しかされないことになるおそれがある。
- 相互評価を行いうるのは身近な裁判官等少数にとどまることから、評価する裁判官の主観を排除することが困難である。